

基本給決定の基準に関する細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和8年3月18日学長裁定)

基本給決定の基準に関する細則の一部を改正する細則

基本給決定の基準に関する細則（平成19年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行																										
<p>(略)</p> <p><u>第7条 削除</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>(略)</p> <p>別表第2 初任給基準表（第4条関係）</p> <p>イ 一般職基本給表（一）初任給基準表</p>	<p>(略)</p> <p><u>(在級期間表)</u></p> <p><u>第7条 職員の職務の級を決定する場合に必要な期間は、別表第6に定める在級期間表に定めるとおりとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>別表第2 初任給基準表（第4条関係）</p> <p>イ 一般職基本給表（一）初任給基準表</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>試験</th> <th>学歴免許等</th> <th>初任給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般</td> <td rowspan="2">試験</td> <td>大学卒</td> <td>1級25号俸</td> </tr> <tr> <td>高校卒</td> <td>1級5号俸</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>高校卒</td> <td>1級1号俸</td> </tr> </tbody> </table>	職種	試験	学歴免許等	初任給	一般	試験	大学卒	1級25号俸	高校卒	1級5号俸	その他	高校卒	1級1号俸	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>試験</th> <th>学歴免許等</th> <th>初任給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般</td> <td rowspan="2">試験</td> <td>大学卒</td> <td>1級25号俸</td> </tr> <tr> <td>高校卒</td> <td>1級5号俸</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>高校卒</td> <td>1級1号俸</td> </tr> </tbody> </table>	職種	試験	学歴免許等	初任給	一般	試験	大学卒	1級25号俸	高校卒	1級5号俸	その他	高校卒	1級1号俸
職種	試験	学歴免許等	初任給																								
一般	試験	大学卒	1級25号俸																								
		高校卒	1級5号俸																								
	その他	高校卒	1級1号俸																								
職種	試験	学歴免許等	初任給																								
一般	試験	大学卒	1級25号俸																								
		高校卒	1級5号俸																								
	その他	高校卒	1級1号俸																								
<p>ロ 一般職基本給表（二）初任給基準表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>学歴免許等</th> <th>初任給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技能職員</td> <td>高校卒</td> <td>1級1号俸</td> </tr> <tr> <td>労務職員（甲）</td> <td></td> <td>1級1号俸から1級33号俸まで</td> </tr> </tbody> </table>	職種	学歴免許等	初任給	技能職員	高校卒	1級1号俸	労務職員（甲）		1級1号俸から1級33号俸まで	<p>ロ 一般職基本給表（二）初任給基準表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>学歴免許等</th> <th>初任給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技能職員</td> <td>高校卒</td> <td>1級1号俸</td> </tr> <tr> <td>労務職員（甲）</td> <td></td> <td>1級1号俸から1級33号俸まで</td> </tr> </tbody> </table>	職種	学歴免許等	初任給	技能職員	高校卒	1級1号俸	労務職員（甲）		1級1号俸から1級33号俸まで								
職種	学歴免許等	初任給																									
技能職員	高校卒	1級1号俸																									
労務職員（甲）		1級1号俸から1級33号俸まで																									
職種	学歴免許等	初任給																									
技能職員	高校卒	1級1号俸																									
労務職員（甲）		1級1号俸から1級33号俸まで																									

労務職員（乙）

1級1号俸から1級13号俸まで

備考

- 1 職種欄の各区分は、その区分に応じて次に掲げる者に適用する。
 - 一 技能職員
 - (1) 機械工作工，電工（(4)に掲げる者を除く。），大工等物の製作，修理，加工等の業務に従事する者
 - (2) 調理師
 - (3) 自動車運転手
 - (4) 建設機械操作手，ボイラー技士，電工（電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する自家用電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安の監督を行う物に限る。），溶接工等機器の運転，操作，保守等の業務に従事する者でその就業に必要な免許等の資格を有するもの
 - (5) 上記の(1)から(4)までに掲げる者の業務に準ずる技能的業務に従事する者
 - 二 労務職員（甲） 守衛，巡視等監視，警備等の業務に従事する者
 - 三 労務職員（乙） 用務員，労務作業員等庁務又は労務に従事する者
- 2 次に掲げる者でその者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しないものに対するこの表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については，その者の学歴免許等の資格にかかわらず，「高校卒」の区分による。
 - 一 前項第1号の(3)に掲げる者
 - 二 前項第1号の(4)に掲げる者
- 3 前項各号に掲げる者にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は，それぞれその免許等の資格を取得した時

労務職員（乙）

1級1号俸から1級13号俸まで

備考

- 1 職種欄の各区分は、その区分に応じて次に掲げる者に適用する。
 - 一 技能職員
 - (1) 機械工作工，電工（(4)に掲げる者を除く。），大工等物の製作，修理，加工等の業務に従事する者
 - (2) 調理師
 - (3) 自動車運転手
 - (4) 建設機械操作手，ボイラー技士，電工（電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する自家用電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安の監督を行う物に限る。），溶接工等機器の運転，操作，保守等の業務に従事する者でその就業に必要な免許等の資格を有するもの
 - (5) 上記の(1)から(4)までに掲げる者の業務に準ずる技能的業務に従事する者
 - 二 労務職員（甲） 守衛，巡視等監視，警備等の業務に従事する者
 - 三 労務職員（乙） 用務員，労務作業員等庁務又は労務に従事する者
- 2 次に掲げる者でその者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しないものに対するこの表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については，その者の学歴免許等の資格にかかわらず，「高校卒」の区分による。
 - 一 前項第1号の(3)に掲げる者
 - 二 前項第1号の(4)に掲げる者
- 3 前項各号に掲げる者にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は，それぞれその免許等の資格を取得した時

以後のものとする。ただし、学長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

- 4 職種欄の「労務職員（甲）」又は「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員に対する第11条の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、同欄の号俸として定められているものとして取り扱うものとする。

(削除)

(削除)

- 5 職種欄の「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員については、この表の初任給欄の号俸が「1級1号俸から1級17号俸まで」と定められているものとして取り扱うものとする。

(削除)

以後のものとする。ただし、学長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

- 4 職種欄の「労務職員（甲）」又は「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員に対する第11条の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、同欄の号俸として定められているものとして取り扱うものとする。この場合において、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員（次項に規定する職員を除く。）については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職種	経験年数	初任給
労務職員（甲）	11年以上20年未満	1級37号俸から1級57号俸まで
	20年以上	1級61号俸から1級65号俸まで
労務職員（乙）	8年以上14年未満	1級17号俸から1級29号俸まで
	14年以上	1級33号俸から1級41号俸まで

注 経験年数欄の経験年数は、学歴免許等資格区分表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとする。

- 5 職種欄の「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員については、この表の初任給欄の号俸が「1級1号俸から1級17号俸まで」と定められているものとして取り扱うものとする。ただし、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職種	経験年数	初任給
労務職員（乙）	9年以上18年未満	1級21号俸から1級41号俸まで
	18年以上	1級45号俸から1級53号俸まで

(削除)

6 第1項第1号に掲げる者のうち、新たに職員となった者で有する経験年数が1年未満の「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第11条の規定の適用については、1級1号俸から1級13号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができる。

(削除)

(削除)

(略)

別表第6 削除

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

注 経験年数欄の経験年数は、学歴免許等資格区分表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとする。

6 第1項第1号に掲げる者のうち、新たに職員となった者でその職務の級を1級に決定された「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第11条の規定の適用については、1級1号俸から1級13号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができる。

7 前項の規定の適用を受けた職員については、人事院規則9—8第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に同規則第15条第1項の規定を適用する場合には、同項中「5年を超える経験年数」とあるのは「2年を超える経験年数」と、同項第3号中「経験年数」とあるのは「経験年数から3年を減じた経験年数」とする。

8 この表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格によるものとする。

(略)

別表第6 在級期間表（第7条関係）

イ 一般職基本給表（一）在級期間表

職務の級									
2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
3	4	4	2	2	4	3	3	3	

備考

1 別表第2の一般職基本給表（一）初任給基準表の試験の結果に基づいて学歴免許等高校卒で初任給を決定された者又は選考採用者（採用試験の結果に基づいて職員となった者及び経験者

試験等採用者以外の者をいう。以下同じ。)に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、「8」と、選考採用者にあつては「9」とする。

(削除)
(削除)

ロ 一般職基本給表(二) 在級期間表

職種	職務の級			
	2級	3級	4級	5級
技能職員	6	別に定める	別に定める	別に定める
労務職員(甲)	別に定める	別に定める	別に定める	
労務職員(乙)	別に定める	別に定める		

(削除)
(削除)
(削除)

備考

1 職種欄の各区分については、別表第2の一般職基本給表(二) 初任給基準表の備考第1項に定めるところによる。

2 職種欄の「技能職員」の区分の適用を受ける職員のうち、その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しない者(別表第2の一般職基本給表(二) 初任給基準表の備考第2項に規定する者を除く。)に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「6」とあるのは「9」とする。

(削除)
(削除)

ハ 教育職基本給表在級期間表

職種	職務の級		
	3級	4級	5級
教授	0	3	別に定める
准教授	6	3	
講師	6		

(削除)
(削除)

ニ 医療職基本給表在級期間表

職種	職務の級						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
薬剤師	0	2	3	別に定	別に定	別に定	別に定

				める	める	める	める
栄養士	2.5	5	3	別に定 める	別に定 める	—	—
診療放射線技 師	1	5	3	別に定 める	別に定 める	—	—
臨床検査技師							
診療エックス 線技師	2.5	5	3	—	—	—	—
衛生検査技師							
臨床工学技士	1	5	3	別に定 める	—	—	—
理学療法士							
作業療法士							
視能訓練士							
言語聴覚士							
義肢装具士							
歯科衛生士	1	5	別に定 める	別に定 める	—	—	—
あん摩マッサ ージ指圧師							
はり師							
きゆう師							
柔道整復師							
歯科技工士	2.5	5	別に定 める	別に定 める	—	—	—
その他	別に定 める	別に定 める	—	—	—	—	—

(削除)

(削除)

備考

1 職種欄の「薬剤師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用について

(削除)

は、職務の級3級の欄中「2」とあるのは「5」とする。

(削除)

2 職種欄の「栄養士」、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「衛生検査技師」、「臨床工学技士」、「理学療法士」、「作業療法士」、「視能訓練士」又は「言語聴覚士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「2.5」とあり、及び「1」とあるのは「0」とする。

(削除)

3 職種欄の「歯科衛生士」、「あん摩マツサージ指圧師」、「はり師」、「きゆう師」又は「柔道整復師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「短大2卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは「2.5」とする。

(削除)

4 職種欄の「歯科衛生士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校専攻科卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは「4」とする。

(削除)

5 職種欄の「あん摩マツサージ指圧師」、「はり師」、「きゆう師」又は「柔道整復師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、「5」とする。

6 職種欄の「歯科技工士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大3卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「2.5」とあるのは、「1」とする。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(略)

【改正理由】

国家公務員の給与改正に準拠するため、所要の改正を行うものである。

ホ 看護職基本給表在級期間表

職種	職務の級					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
保健師	0	7	別に定め	別に定	別に定	別に定
助産師			る	める	める	める
看護師						

備考

職種欄の「保健師」又は「助産師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「7」とあるのは「5」とする。

(略)